

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。）を租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、ハ、ニ又はホに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの（以下「特定管理方法」といいます。）により管理している又は管理していた公益法人等が次の1又は2の場合に該当するときに使用します。

- 1 財産等（特定管理方法により管理されていたものに限るものとし、特定管理方法により管理されているものを除きます。）を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合
- 2 財産等を基本金に組み入れる方法により管理しなくなった場合

《記載要領》

- 1 「届出者」には、公益法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「公益目的事業の用に直接供しなくなった理由」欄は、「財産等を譲渡したため」、「財産等を収益事業（〇〇業）の用に供することとしたため」、「配当金が無配になったため」のように具体的に記載してください。
- 4 「基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細」欄には、基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 5 「その他参考事項」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなったこと等を届け出るにあたり、特に参考となる事項を記載してください。
- 6 この届出書は「公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者」ごとに作成してください。

(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 公益目的事業の用に直接供しなくなったことが分かる書類
- 2 基本金に組み入れる方法により管理しなくなったことが分かる書類